

株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則 (平 9. 8. 8)

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、協会員による株券等（「有価証券の引受け等に関する規則」（以下「引受規則」という。）第 2 条第 1 号に規定する株券等をいう。以下同じ。）の募集（引受規則第 2 条第 25 号に規定するコミットメント型ライツ・オファリングに係るものを除く。以下同じ。）若しくは売出し（目論見書又は会社内容説明書（「店頭有価証券に関する規則」第 2 条第 3 号に規定する会社内容説明書をいう。以下同じ。）を作成するものに限る。以下同じ。）の引受け、募集の取扱い（会員及び特定業務会員（定款第 5 条第 2 号ロに掲げる業務のみを行う特定業務会員をいう。）が行う株式投資型クラウドファンディング業務（「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」第 2 条第 2 号に規定する株式投資型クラウドファンディング業務をいう。）を除く。以下同じ。）若しくは売出しの取扱い又は売出し（以下「募集等の引受け等」という。）を行うに当たって、当該株券等の円滑な消化を図りつつ、顧客への適切な配分を実現することを目的とする。

第 2 章 適切な配分

(適切な配分)

第 2 条 協会員は、募集等の引受け等を行うに当たっては、市場の実勢、投資需要の動向等を十分に勘案したうえで、当該募集等の引受け等に係る株券等の配分が、公正を旨とし、合理的な理由なく特定の投資家に偏ることのないよう努めなければならない。

2 引受会員（引受規則第 2 条第 8 号に規定する引受会員をいう。以下同じ。）は、株券等の募集又は売出しの引受けを行うに当たっては、親引け（発行者が指定する販売先への売付けをいい、販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。以下この項及び次項において同じ。）を行ってはならない。ただし、次の各号に掲げるすべての要件に該当する場合は、この限りではない。

- 1 当該親引けを行ったとしても前項の規定に反する配分にならないと当該引受会員が判断したこと。
- 2 当該株券等の発行者が、当該親引けについて、親引け予定先（当該親引けによる配分を予定している者をいう。以下同じ。）の状況（親引け予定先の概要、発行者と親引け予定先との間の関係、親引け予定先の選定理由、親引けしようとする株券等の数、当該親引けに係る株券等の保有方針、親引け予定先における払込みに要する資金等の状況及び親引け予定先の実態をいう。）、当該親引けに係る株券等の譲渡制限、発行条件に関する事項、当該親引け後の大株主の状況、株式併合等の予定の有無及び内容、その他参考になる事項を、有価証券届出書又は発行登録書の提出後において適切に公表すること。
- 3 当該募集に係る払込期日若しくは払込期間の最終日又は当該売出しに係る受渡期日から 180 日を経過する日まで継続して所有することの確約を、主幹事会員（引受規則第 2 条第 9 号に規定する主幹事会員をいう。以下同じ。）が親引け予定先から書面により取り付けること。

3 並行第三者割当（引受会員が引受けを行う株券等の募集又は売出しと並行して行われる、当該株券等の発行者が発行する株券等の第三者割当（企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 1 号ヲに規定する第三者割当をいう。なお、同ヲ中「株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券」とあるのは「株券等」

と読み替えるものとする。以下同じ。)をいう。以下同じ。)が行われる場合、当該引受会員は当該発行者に対し、前項(同項第2号を除く。)の規定の趣旨を尊重して当該並行第三者割当を行うよう要請しなければならない。

第3章 新規公開に際して行う個人顧客への配分

(新規公開の際の一部抽選)

第3条 協会員は、新規公開(外国株信託受益証券においては、金融商品取引法施行令第2条の3第3号に規定する受託有価証券となる外国株券を外国の金融商品市場(店頭市場を含む。以下同じ。)に上場していない発行者が発行する場合に限る。以下同じ。)に際して行う株券又は外国株信託受益証券の個人顧客への配分に当たっては、原則として、当該協会員における個人顧客への配分予定数量の10%以上について抽選により配分先を決定するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合には抽選の割合を引き下げる又は抽選による配分を採用しない若しくは中止することができるものとする。

- 1 ブックビルディングの需要が積み上がらない場合
- 2 個人顧客の配分の申込み数量が当該協会員における個人顧客への配分予定数量に満たない場合
- 3 抽選の申込み数量が当該協会員における抽選数量に満たない場合
- 4 抽選を行う数量が5単位に満たない場合
- 5 営業形態においてホールセール業務に特化している場合
- 6 その他合理的な理由がある場合

(集中配分及び不公正配分の禁止)

第4条 協会員は、新規公開に際して行う株券又は外国株信託受益証券の個人顧客への配分を抽選以外の方法により行うに当たっては、特定の顧客への過度な集中配分及び不公正な配分を行ってはならないものとし、抽選以外の方法による個人顧客への配分について、抽選による配分の一顧客当たりの平均数量と比較しその格差が過大とならないよう、また、同一の顧客に対する反復継続した配分とならないよう留意しなければならない。

第4章 配分先情報の提供

(配分先情報に係る顧客)

第5条 次条及び第7条の規定により提供することとする配分先情報(次条に規定する配分先情報をいう。以下この条において同じ。)に係る顧客(個人を除く。以下この章において同じ。)は、次の各号に掲げる者とする。

- 1 次に掲げる者のうち配分先情報に係る顧客とすることが適当である者
 - イ 銀行
 - ロ 投資助言・代理業又は投資運用業を行う金融商品取引業者(個人を除く。)
 - ハ 投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人をいう。)
- 2 保険会社
- 3 企業年金連合会
- 4 信金中央金庫
- 5 全国信用協同組合連合会
- 6 農林中央金庫
- 7 全国共済農業協同組合連合会

- 8 全国共済水産業協同組合連合会
 - 9 労働金庫連合会
 - 10 株式会社商工組合中央金庫
 - 11 外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号の非居住者（個人を除く。）
- 2 主幹事会員（主幹事会員が2社以上ある場合は、そのうち代表する1社（以下この章において「代表主幹事会員」という。）。以下この章において同じ。）は、前項第1号の顧客を定め、募集又は売出しに係る取締役会決議（指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含み、監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含む。）が行われた後、遅滞なく、当該顧客の名称を他の引受会員（引受規則第2条第10号に規定する他の引受会員をいい、主幹事会員が2社以上ある場合は代表主幹事会員以外の主幹事会員を含む。以下この章において同じ。）に通知するとともに、所定の様式により本協会に届け出なければならない。

（他の引受会員から主幹事会員への配分先情報の提供）

第6条 他の引受会員は、引受けを行った株券等の配分（親引けによるものを除く。以下この章において同じ。）を顧客に対し行った場合、当該顧客のうち前条第1項の顧客の名称及び当該顧客に配分した株券等の数量の情報（以下「配分先情報」という。）を、遅滞なく、主幹事会員に提供しなければならない。

（主幹事会員から発行者への配分先情報の提供）

第7条 主幹事会員は、引受けを行った株券等の配分を顧客に対し行い、かつ、他の引受会員の全てから前条の規定による配分先情報の提供を受けた場合、当該顧客のうち第5条第1項の顧客の配分先情報及び他の引受会員から提供を受けた配分先情報を、遅滞なく、当該株券等の発行者（当該株券等が不動産投資信託証券（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第2条第1項第11号に掲げる投資証券であつて、投資者の資金を主として不動産等に対する投資として運用することを目的とするものをいう。以下同じ。）である場合にあつては、当該不動産投資信託証券の発行者である投資法人の資産運用会社（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第19項に定める資産運用会社をいう。以下同じ。）を含み、インフラファンド（金商法第2条第1項第11号に掲げる投資証券又は外国投資証券であつて、投資者の資金を主としてインフラ資産等に対する投資として運用することを目的とするものをいう。以下同じ。）である場合にあつては、当該インフラファンドの発行者である投資法人の資産運用会社をいう。以下同じ。）を含む。次条において同じ。）に提供しなければならない。

（提供した配分先情報に係る発行者における管理）

第8条 主幹事会員は、前条の規定により提供する配分先情報を発行者が受領する場合、当該配分先情報を漏えいすることのないよう当該発行者において適切に管理されることの確約を、当該発行者から書面により取り付けるものとする。

第5章 配分に関する基本方針及び社内規則

（配分の基本方針の策定及び公表）

第9条 協会員は、募集等の引受け等を行うに当たっては、あらかじめ、株券等を投資者に配分する際の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならない。

- 2 前項に規定する基本方針には、次の各号に掲げる事項について、できるだけ具体的かつ投資者にとって分かりやすく記載するものとする。
 - 1 抽選の割合及び抽選の取扱い
 - 2 抽選の割合を引き下げる又は抽選による配分を採用しない若しくは中止することがある場合は、その旨
 - 3 抽選以外の方法による配分の取扱い

- 4 過度な集中配分及び不公正な配分の未然防止のための方策
 - 5 ブックビルディング方式を採用した場合の配分との関係
 - 6 その他協会員が投資者の投資判断に資すると判断する事項
- 3 協会員は、店頭における掲示又は当該協会員のホームページにおける表示等、適切な方法により、基本方針の内容を投資者へ周知しなければならない。
- 4 協会員は、本協会が求める場合には、基本方針を本協会に提出しなければならない。

(社内規則の制定)

第 10 条 協会員は、募集等の引受け等を行った株券等の配分に関する社内規則（以下「社内規則」という。）を作成し、これを遵守しなければならない。

- 2 社内規則には、次の各号に掲げる事項について、できるだけ詳細かつ具体的に規定するものとする。
- 1 配分に関する基本方針
 - 2 抽選の割合及び抽選の取扱い
 - 3 抽選の割合を引き下げる又は抽選による配分を採用しない若しくは中止することがある場合は、その旨
 - 4 配分禁止顧客等
 - 5 抽選以外の方法による配分の取扱い
 - 6 過度な集中配分及び不公正な配分の未然防止のための方策
 - 7 法令等の遵守
 - 8 ホットイシュー銘柄に係る配分の取扱い
 - 9 環境悪化時における配分の取扱い
 - 10 ブックビルディング方式を採用した場合の配分との関係
 - 11 その他の方法を採用した場合の配分との関係
 - 12 配分先情報の提供の方法
 - 13 社内検査手続き
 - 14 その他協会員が必要と判断する事項
- 3 協会員は、本協会が求める場合には、社内規則を本協会に提出しなければならない。

(社内管理体制の充実)

第 11 条 協会員は、募集等の引受け等を行った株券等の配分が自社の社内規則に基づき適正に行われたか否かについて、内部管理統括責任者の責任において定期的に検査を行わなければならない。

第 6 章 雑 則

(記録の保存等)

第 12 条 協会員は、外部の監査及び検査等が適切に行われるよう次に掲げる記録を 5 年間保存しなければならない。

- 1 個別銘柄の配分に関する記録
 - 2 抽選に付した数量に関する記録（抽選の割合を引き下げた又は抽選による配分を採用しなかった若しくは中止した場合は、当該理由を含む。）
 - 3 前条に規定する検査結果に関する記録
- 2 協会員は、前項各号に掲げる記録について、本協会が行う提出請求又は監査に応じなければならない。

(配分状況の公表)

第 13 条 会員は、自社が引受けた株券等の配分状況を四半期毎に取りまとめ、分析の上、所定の様式により、

本協会へ報告しなければならない。

- 2 協会員は、新規公開に際して行う株券及び外国株信託受益証券の個人顧客への配分状況を1か月毎に取りまとめ、分析の上、所定の様式により、払込期日の属する月の翌々月に本協会へ報告しなければならない。
- 3 本協会は前2項により報告を受けた配分の状況を、定期的に公表する。

(外国における募集又は売出しについての準用)

第14条 会員は、我が国の発行者が外国において株券等の募集又は売出しを行う場合において、当該会員の海外関連会社(金融商品取引業等に関する内閣府令第177条第6項に定める関係会社である外国法人をいう。)による引受けを斡旋する場合には、当該海外関連会社に対し、親引けに関しては第2条第2項に定めるところに、並行第三者割当に関しては同条第3項に定めるところに、それぞれ準じるとともに、第4章に定めるところに準じて配分先情報の発行者に対する提供が行われるよう、要請を行うものとする。

(本協会への報告)

第15条 本協会は、必要があると認めるときは、会員に対し、この規則に関し、報告又は資料の提出を求めることができる。

- 2 会員は、前項に規定する報告又は資料の提出の求めに応じなければならない。

(この規則の一部の適用除外)

第16条 不動産投資信託証券又はインフラファンドの募集又は売出しの取扱い(並行第三者割当以外の第三者割当であり、かつ、割当先が開示されているものに限る。)については、この規則を適用しないものとする。

付 則

この理事会決議は、平成9年9月1日から施行し、同日以後公募増資等に係る取締役会決議を行う発行会社から適用する。

付 則 (平14. 3. 26)

この改正は、平成14年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 表題を改正。
- (2) 1.、2.、3.、4.、6. を改正。

付 則 (平14. 11. 28)

この改正は、平成14年12月1日から施行し、会員が施行日後に元引受契約を締結した優先出資証券及び不動産投資信託証券の募集及び売出しについて適用する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

前文を改正。

付 則 (平16. 11. 26)

この改正は、平成16年12月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 表題を改正。
- (2) 前文を改正。
- (3) 1. から5. までを改正。
- (4) 今後、この「理事会決議」は、自主規制会議規則第12条に基づき、「自主規制会議決議」として取り扱われることとする。

ととなる。

付 則 (平18. 1.17)

- 1 この改正は、平成18年7月1日から施行し、同日以後公募増資等に係る取締役会決議が行われた発行会社の株券等の配分から適用する。
- 2 この改正に伴い、基本方針又は社内規則を改正する協会員は、この改正の施行日までに当該基本方針又は当該社内規則を本協会に届け出なければならない。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 旧2.から6.を4.から8.に繰り下げ、2.と3.を新設。
- (2) 旧2.(2)及び(3)を(3)及び(4)に繰り下げ、(2)を新設。
- (3) 旧3.の(1)及び(2)を改正。(2)を(3)に繰り下げ、(2)を新設。旧(3)と(4)を削除。
- (4) 旧5.(1)を改正。
- (5) 旧6.の(1)及び(2)を改正。(2)を(3)に繰り下げ、(2)を新設。

付 則 (平19. 5.29)

この改正は、平成19年7月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 全体を条、項、号で表記。
- (2) 第1条を改正。
- (3) 第3条を改正。
- (4) 第5条第1項、第2項及び第4項を改正。
- (5) 第6条を改正。
- (6) 第7条を改正。
- (7) 第8条を改正。
- (8) 第9条を改正。

付 則 (平19. 9.18)

この改正は、平成19年9月30日から施行する。

(注) 1 本理事会決議を「理事会決議」から「自主規制規則」に改めるとともに、規則の名称を変更。

2 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 全体を条、項、号で表記。
- (2) 第1条、第3条、第5条第1項から第3項、第6条から第9条を改正。

付 則 (平20.10.14)

この改正は、平成20年10月14日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第3条本文、第4条及び第9条第2項を改正。

付 則 (平22. 3.16)

- 1 この改正は、平成22年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、同日以後募集又は売出しに係る取締役会決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）を行う発行会社の株券等の配分から適用する。

2 この改正の改正後の第1条の規定は、施行日以後に開始する募集及び売出しについて適用し、施行日前に開始した募集及び売出しについては、なお従前の例による。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第1条を改正。
- (2) 第3条本文を改正。

付 則 (平24. 7. 17)

この改正は、本協会が別に定める日から施行し、同日以後、取締役会決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第1章から第6章を新設。
- (2) 第1条を改正。
- (3) 第2条を改正し、第2項及び第3項を新設。
- (4) 第5条から第9条を第9条から第13条へ繰り下げ、第5条から第8条を新設。
- (5) 第9条第3項及び第4項を改正。
- (6) 第10条第2項第12号及び第13号を第13号及び第14号に繰り下げ、第12号を新設し、第3項を改正。
- (7) 第14条から第16条を新設。
- (8) 「本協会が別に定める日」は平成24年10月1日。

付 則 (平27. 4. 21)

この改正は、平成27年5月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- 第5条第2項を改正。

付 則 (平27. 5. 19)

この改正は、平成27年5月19日から施行し、同日以後、取締役会決議（指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含み、監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含む。）又は投資法人の役員会の決議が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第7条を改正。
- (2) 第16条を改正。

付 則 (平27. 5. 19)

この改正は、平成27年5月29日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- 第1条を改正。